

旭川市運動部活動の地域展開に関する 基本方針(案)

令和 8 年(2026年) 月

旭川市

1 目的

急速に少子化が進む中において、将来にわたって生徒が継続的にスポーツに親しむ機会を確保、充実するため、国においては令和4年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、学校単位で部活動として行われてきた生徒の自主的・主体的な参加によるスポーツ活動を、地域全体で関係者が連携して支え、豊かで幅広い活動機会を保障することとし、実証事業を行ってきた。

これを更に進めるため令和7年12月に新たな「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)を作成し、令和8年度から13年度までを改革実行期間とし、この期間内に、原則休日の全ての学校部活動の地域展開の実現を目指すこととしたところである。

少子化に伴う運動部活動の減少や将来的にこれに伴うスポーツを行う機会の減少といった課題は本市においても同様であり、ガイドラインに基づき本市の状況に合った生徒のスポーツ活動の充実を図り、合わせて教職員等の働き方の改善にもつなげるため、本方針を定めようとするものである。

【旭川市の人口推移】

	総人口	15歳未満人口	減率(H27比)	年少人口率
R7.4.1	314,101	30,583	23%	9.7%
R2.4.1	332,610	35,813	10%	10.8%
H27.4.1	345,917	39,697	—	11.5%

※年少人口率＝総人口のうち15歳未満人口の割合

2 運動部活動の状況及びアンケート結果

(1) 現状

令和7年4月現在、本市中学校における運動部活動については、24校に170部が設置されている。また、加入している生徒数は3,597人であり、加入率は51.6%となっている。バスケットボール、軟式野球、サッカーなどの団体競技の一部においては、少子化に伴う部員減少により、1つの学校が単独でチームを編成できず大会参加が困難な場合、北海道中学校体育連盟の規定にのっとり、合同チームを編成し、大会参加を行っている状況が見られる。

また、陸上競技、柔道や剣道、スキー(アルペン、ノルディック)といった競技については、部活動として設置している学校が少なく、地域のクラブチームや道場で活動しているものの、中体連等の大会に出場する際には、教員による引率が必要な場合がある状況となっている。

(2) アンケート調査結果

ア 児童生徒・保護者

実 施:北海道教育委員会

実施時期:令和7年9月～10月

調査対象:中学生、中学生の保護者、小学校5・6年生の児童、小学校5・6年生の児童の保護者

【結果概要】

(ア)中学生

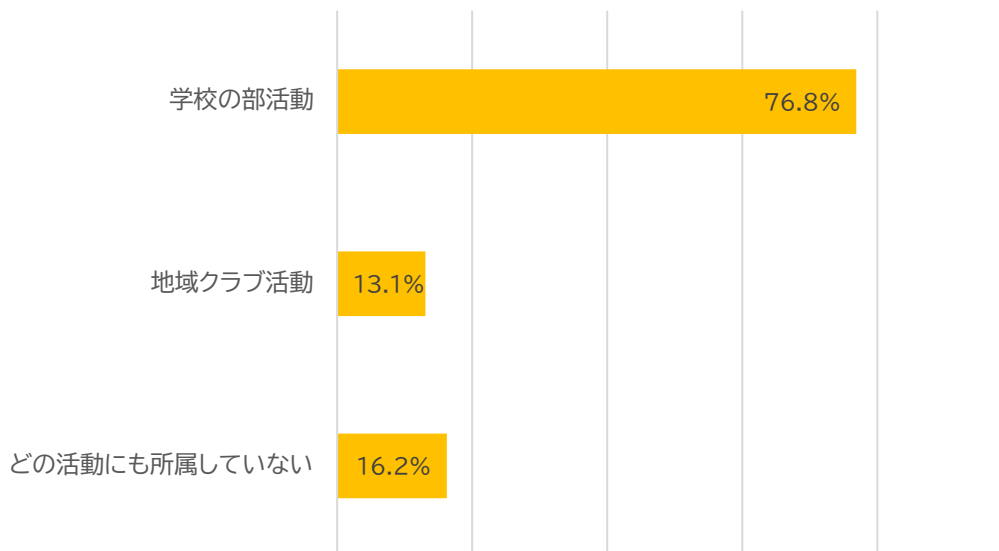
現在、約85%程度の生徒が、学校部活動や地域クラブ活動に所属し、スポーツや文化活動に取り組んでおり、一部の生徒については、学校部活動と地域クラブ活動の両方に所属し、活動している状況が見られる。

また、「部活動や地域クラブ活動に求めるもの」としては、「大会やコンクールなどでよい成績をとること」「仲間とのよい人間関係をつくること」が上位を占めた。

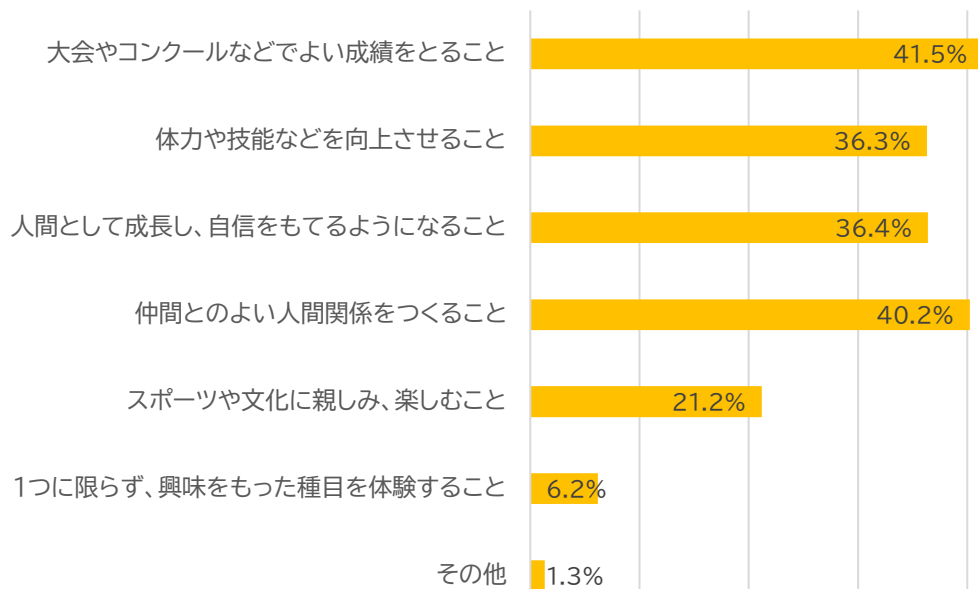
部活動が地域展開された場合、生徒が参加を希望する種目の意向としては、「平日活動しているスポーツ・文化活動と同じ種目」が最も多く、続いて、「学校の部活動にはない種目を体験できる活動」や「いろいろな種目を体験できる活動」の順となっている。

なお、「部活動の地域展開」については、「聞いたことがない」と回答した生徒が6割を超えている状況が見られた。

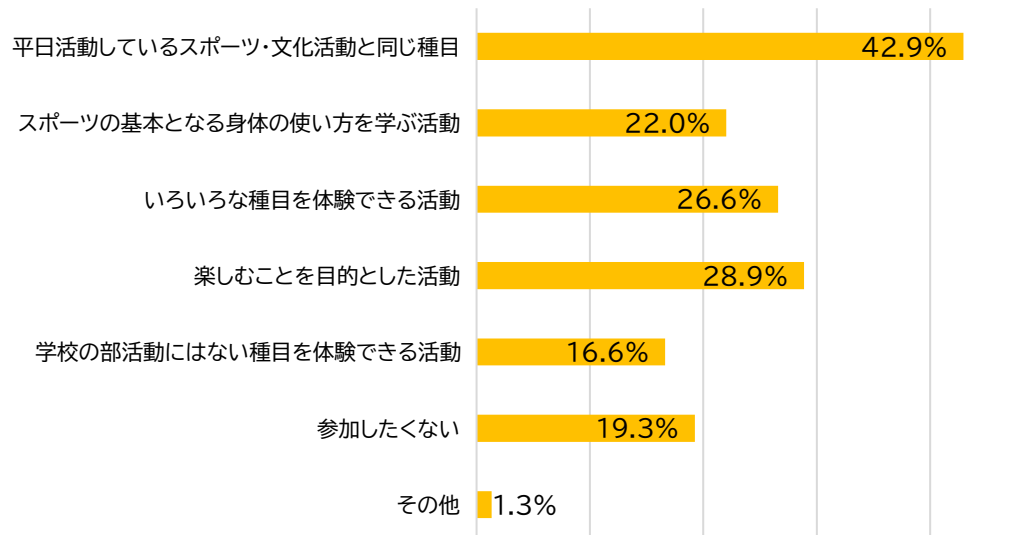
所属している活動(中学生)



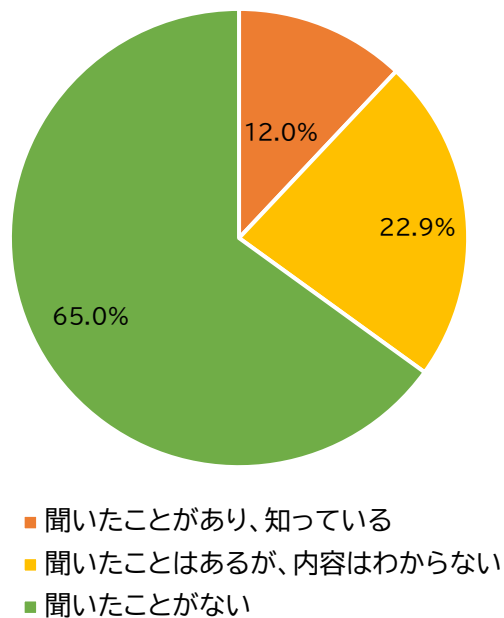
中学校の部活動や地域クラブ活動に求めるもの(中学生)



休日の部活動が地域クラブ活動となった 場合の種目についての意向(中学生)



部活動の地域移行に関する認識(中学生)



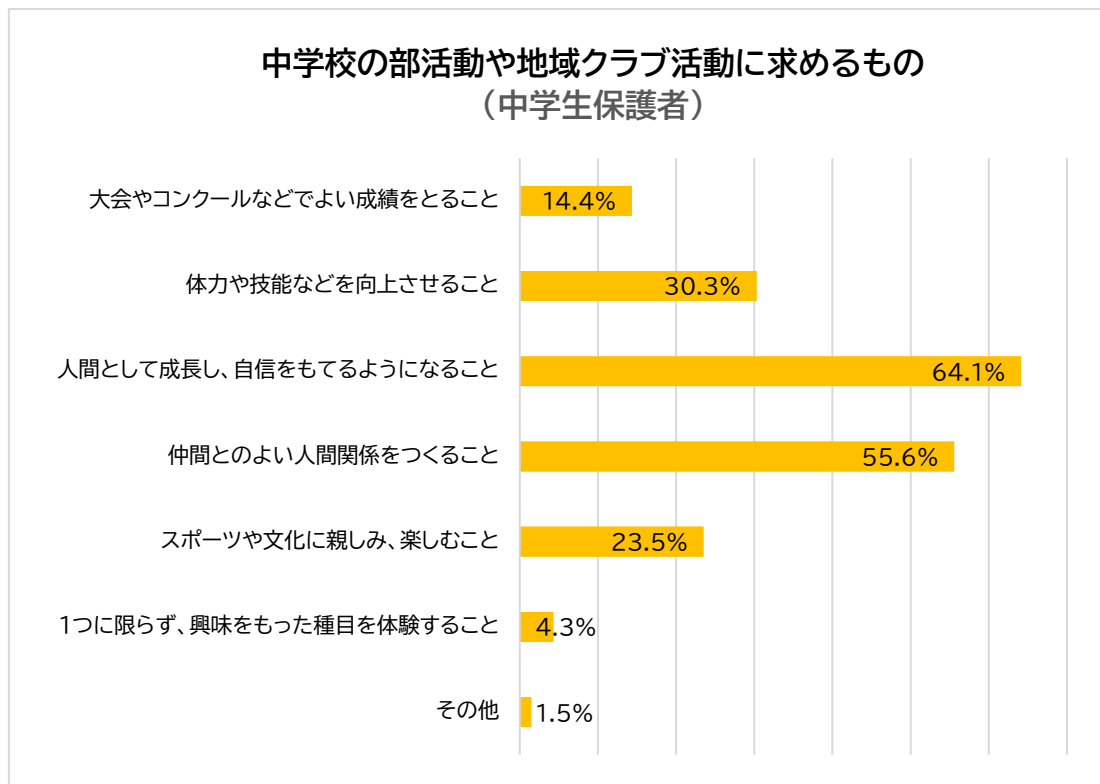
(イ)中学生保護者

「部活動や地域クラブ活動に求めるもの」としては、「人間として成長し、自信をもてるようになること」「仲間とのよい人間関係をつくること」が上位を占めた。

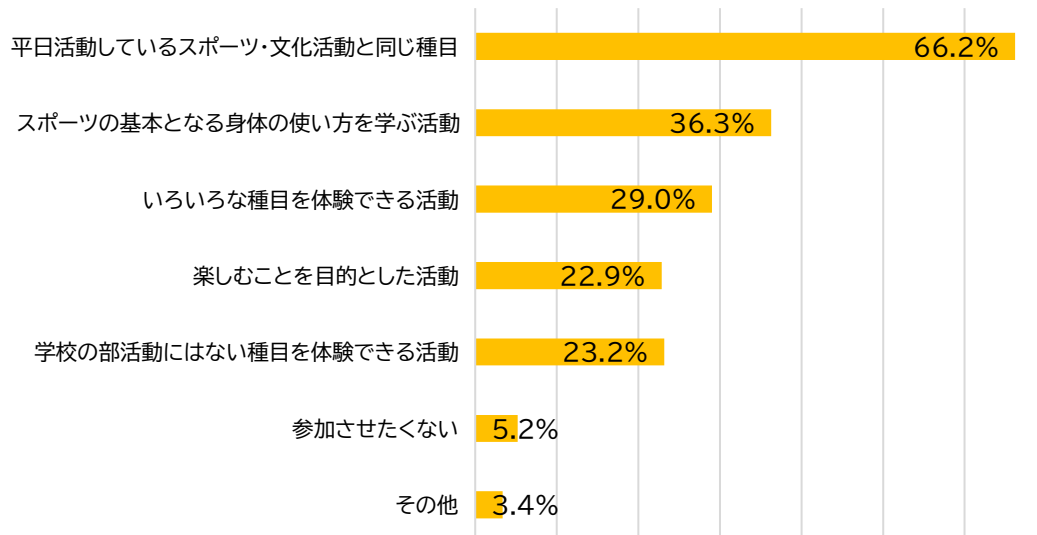
部活動が地域展開された場合、保護者は、生徒と同様、「平日活動しているスポーツ・文化活動と同じ種目」への参加意向が最も多く、続いて、「スポーツの基本となる身体の使い方を学ぶ活動」、「いろいろな種目を体験できる活動」となった。

部活動の地域展開については、「聞いたことがある」と回答した保護者は8割となっているが、そのうち「聞いたことはあるが、内容は分からない」と回答した保護者が約4割を占めた。

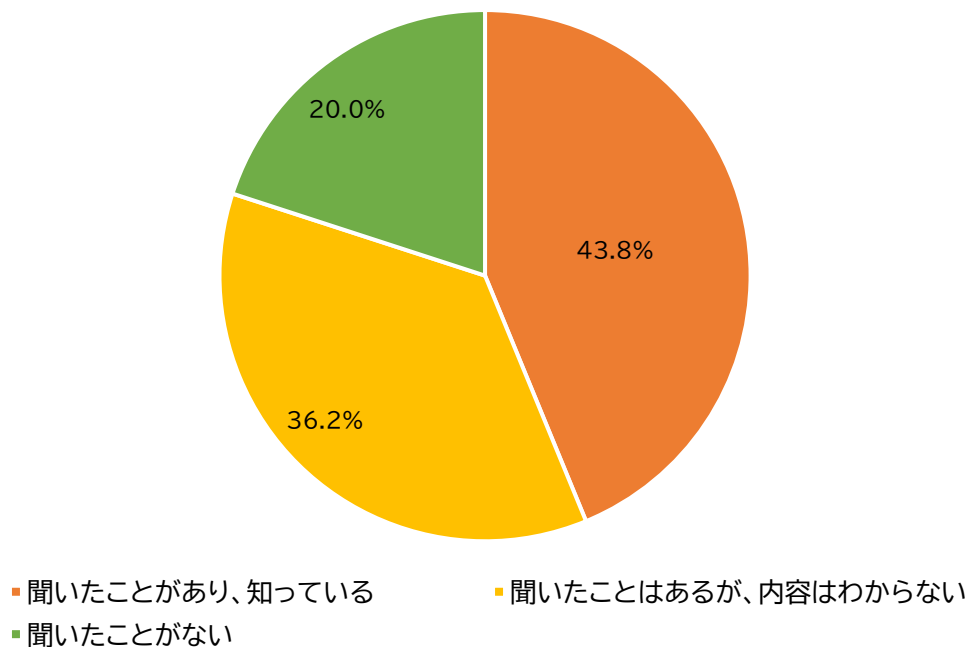
なお、「地域クラブ活動の参加費等の許容額」については、2,001円から4,000円が28.3%と最も多い回答があった。



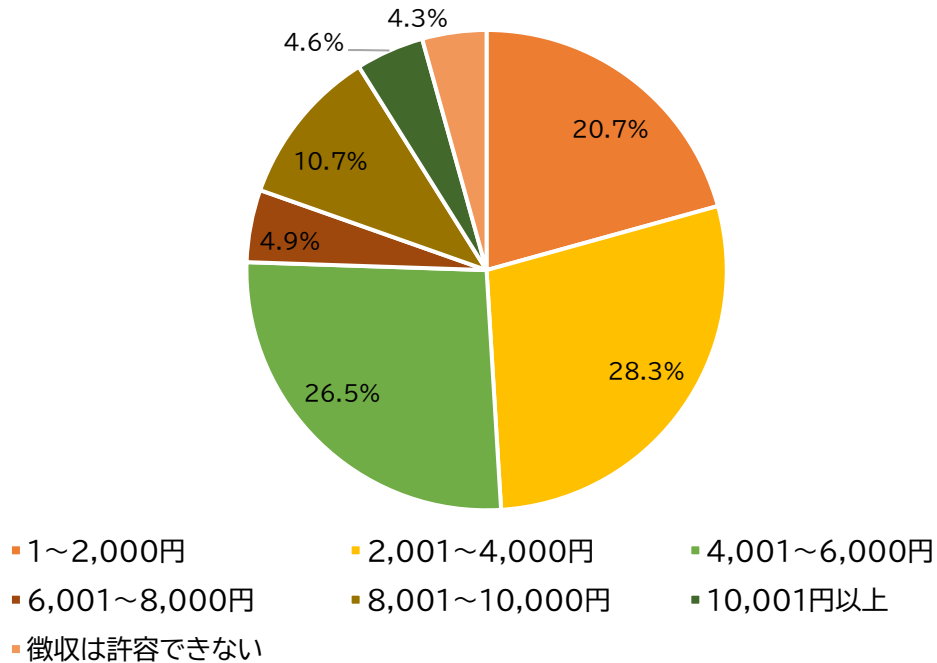
休日の部活動が地域クラブ活動となった 場合の種目についての意向(中学生保護者)



部活動の地域移行に関する認識(中学生保護者)



地域クラブ活動の参加費等の許容額(中学生保護者)



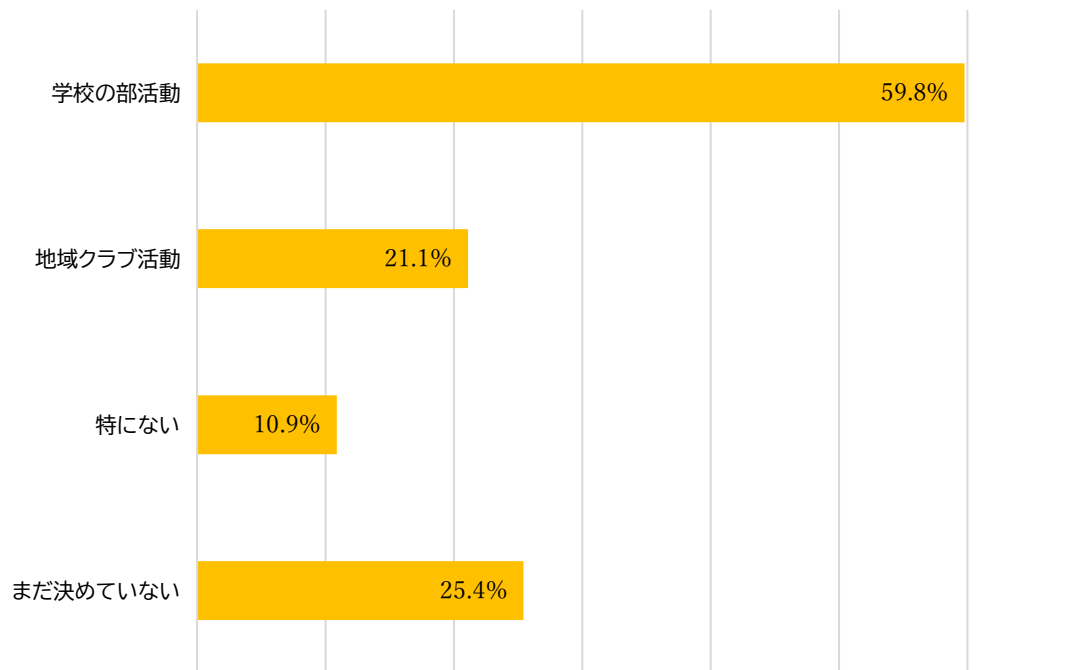
(ウ)小学生

「部活動や地域のスポーツクラブに加入したい」との回答は、8割を超えており、「部活動や地域クラブ活動に求めるもの」としては、「体力や技能などを向上させること」や「仲間とのよい人間関係をつくること」が上位を占めた。

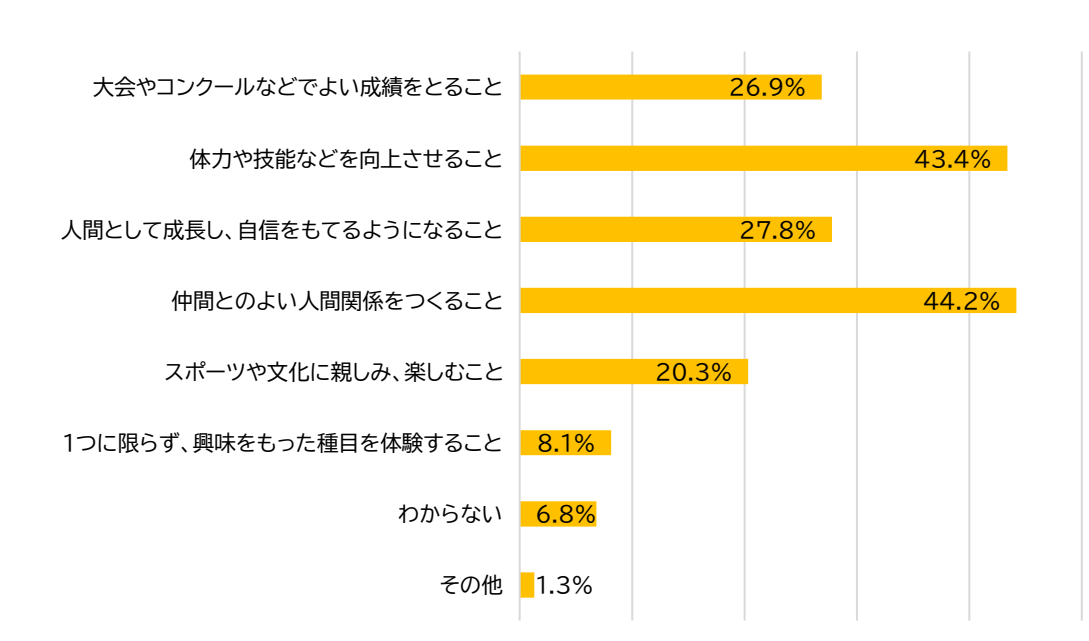
また、部活動が地域展開された場合、児童が参加を希望する種目の意向としては、「平日活動しているスポーツ・文化活動と同じ種目」が最も多く、続いて、「いろいろな種目を体験できる活動」、「スポーツの基本となる身体の使い方学ぶ活動」の順となった。

なお、部活動の地域展開については、約7割の児童が「知らない」と回答した。

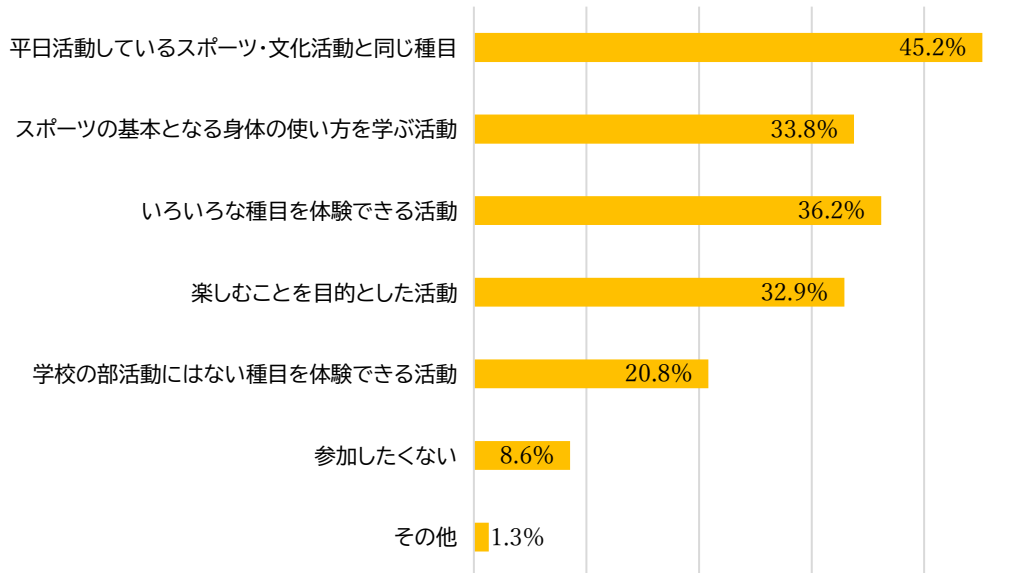
中学校進学後の参加意向(小学生)



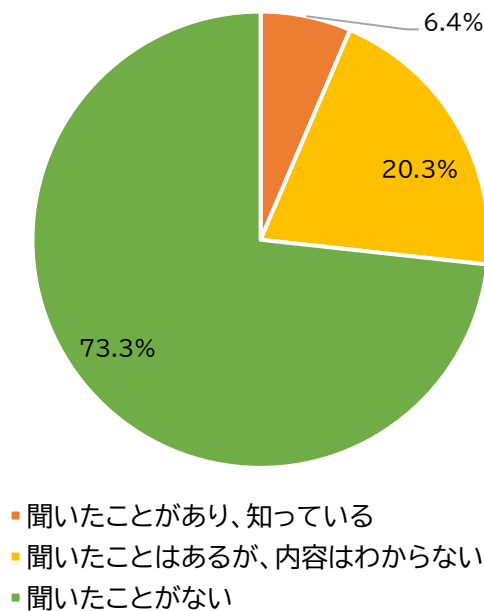
中学校の部活動や地域クラブ活動に求めるもの(小学生)



休日の部活動が地域クラブ活動となった 場合の種目についての意向(小学生)



部活動の地域移行に関する認識(小学生)

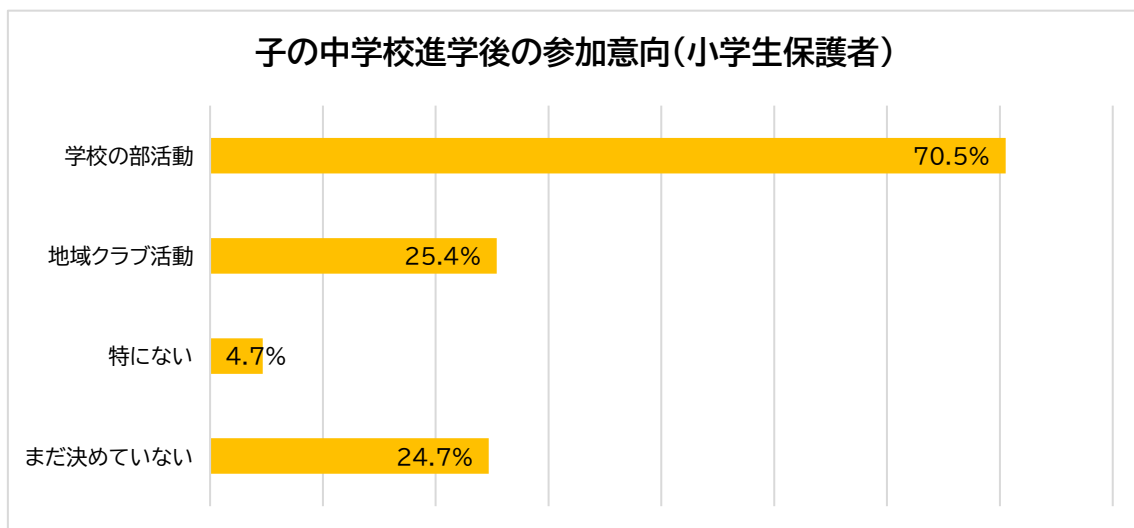


(工)小学生保護者

子どもを「部活動や地域のスポーツクラブに加入させたい」との回答は、9割を超えており、また、「部活動や地域クラブ活動に求めるもの」としては、「人間として成長し、自信をもてるようになること」や「仲間とのよい人間関係をつくること」が上位を占めた。

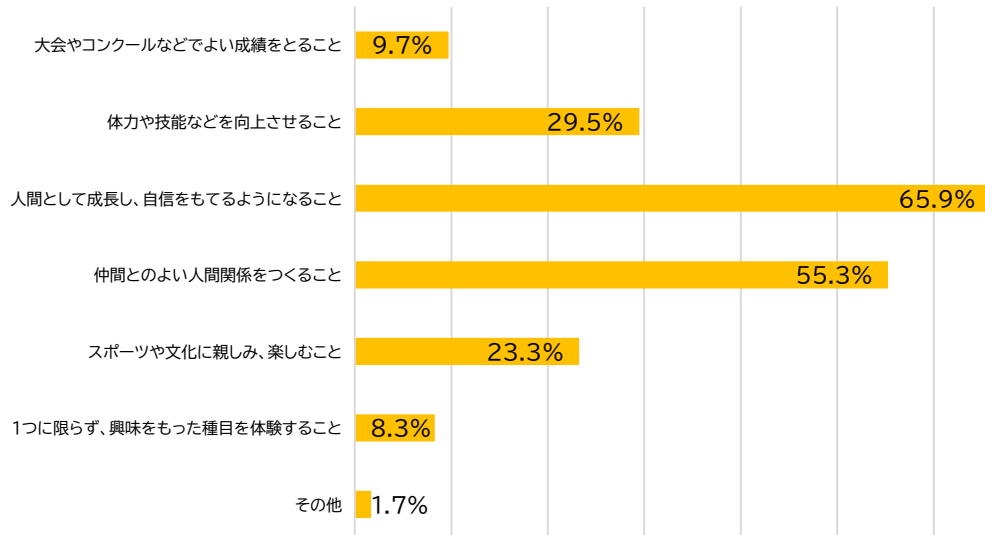
また、「部活動の地域展開を聞いたことがある」と回答した保護者は、7割を超えるが、「聞いたことがあるが内容は分からない」との回答が、中学校と同様に約4割程度あった。

なお、地域展開後の地域クラブ活動の参加費等の許容額としては、2,001～4,000円と回答した保護者が38.8%を占めた。

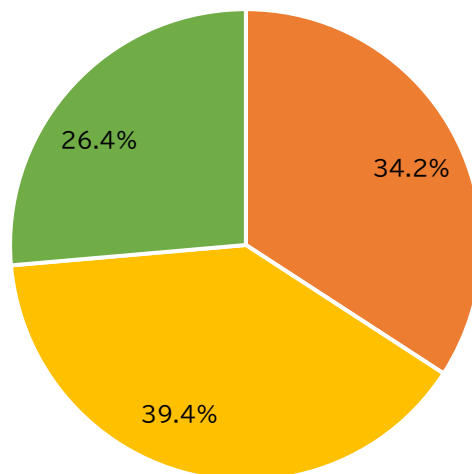


【出典:部活動の地域移行に関するアンケート調査(北海道教育委員会)】

中学校の部活動や地域クラブ活動に求めるもの (小学生保護者)

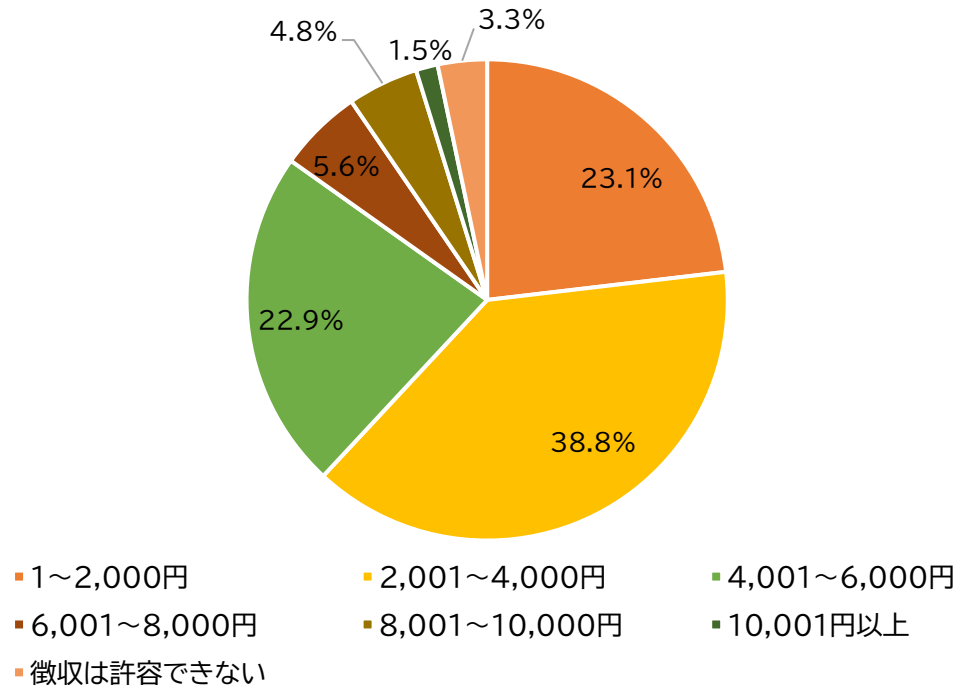


部活動の地域移行に関する認識(小学生保護者)



- 聞いたことがあり、知っている
- 聞いたことはあるが、内容はわからない
- 聞いたことがない

地域クラブ活動の参加費等の許容額(小学校保護者)



イ 教職員

実施時期:令和8年1月

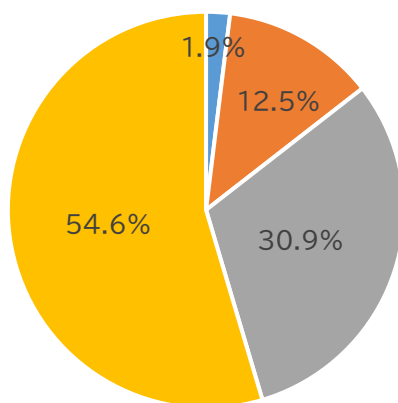
調査対象:小学校及び中学校の教職員(校長、教頭、主幹教諭、教諭(助教諭を含む)、養護教諭、栄養教諭、事務職員、再任用職員、期限付職員(欠員補充、産休代替、育休代替等))

【結果概要】

地域展開後も指導者として、スポーツ・文化芸術活動に「積極的に携わりたい」、「条件等にもよるが携わってもよい」と考えている教職員は、小学校で14.4%、中学校で35.4%となっている。そのうち、「兼職兼業の承認を受け、有償で指導に携わりたい」と考えている教職員は、小学校で51.5%、中学校で62.6%であり、「兼職兼業の承認を受けず、無償で指導に携わりたい」と考えている教職員は、小学校、中学校共に3.9%となっている。

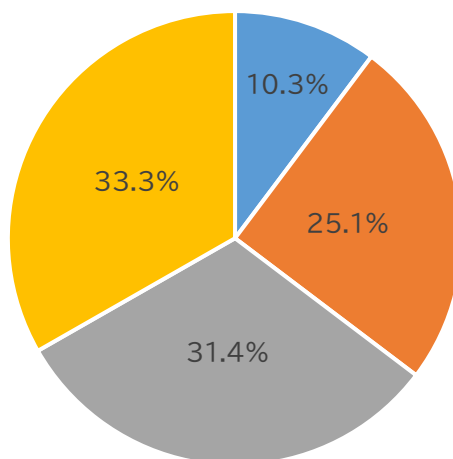
(ア)中学校の部活動が学校ではなく、地域の団体が運営する活動になった場合、地域の指導者としてスポーツ・文化芸術活動に携わることについて

<小学校教職員>



- 積極的に携わりたい
- 条件、報酬によるが、携わってもよい
- 条件、報酬によるが、どちらかというとな携わりたくない
- 全く携わりたくない

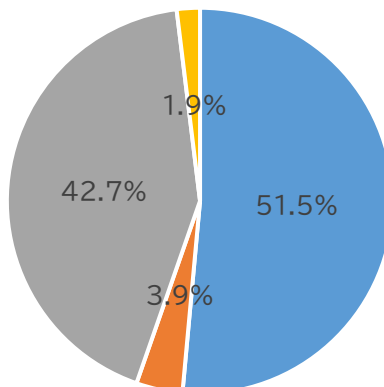
<中学校教職員>



- 積極的に携わりたい
- 条件、報酬によるが、携わってもよい
- 条件、報酬によるが、どちらかというとな携わりたくない
- 全く携わりたくない

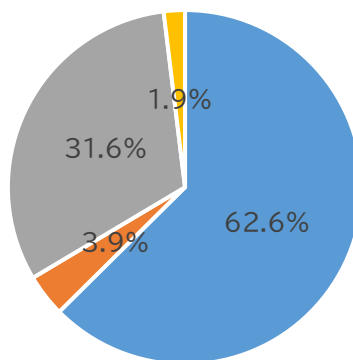
(イ)教職員の兼職兼業制度・報酬等について

<小学校教職員>



- 兼職兼業の承認を受け、有償で指導に携わりたい
- 兼職兼業の承認を受けず、無償で指導に携わりたい
- まだ考えていない
- その他

<中学校教職員>



- 兼職兼業の承認を受け、有償で指導に携わりたい
- 兼職兼業の承認を受けず、無償で指導に携わりたい
- まだ考えていない
- その他

ウ スポーツ関係団体

実施時期:令和7年12月～令和8年1月

調査対象:スポーツ協会加盟団体、総合型地域スポーツクラブ、
プロスポーツチーム、パラスポーツ協議会、スポーツ推進委員会、
大学、その他

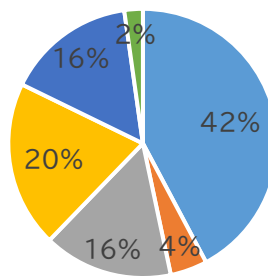
【結果概要】

回答のあった団体のうち「認定を受け活動することを想定」している団体が42%あり現状でも一定数の団体が認定地域クラブ団体として活動することを想定している。さらに「認定は難しいが指導者の派遣を想定」は20%ありこの2つを合わせると62%にのぼる。

また、「現状では難しい」(16%)団体の理由として「指導者の確保」や「活動場所の確保」が主な課題としてあげられている。

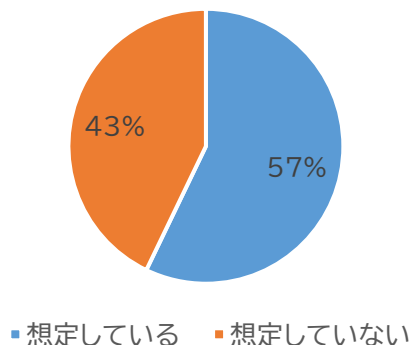
その他、本制度がどのようなものがわからないため回答できないなどの意見もあったことから、本方針を基本に各団体等に周知を図ることで、更なる受け皿の確保につなげることは可能と考える。

Q1.今後「部活動の地域展開」の受け皿となるには、市の認定を受けることが想定されています。貴団体の関わり方について、最も近いものはどれですか？【回答数45】

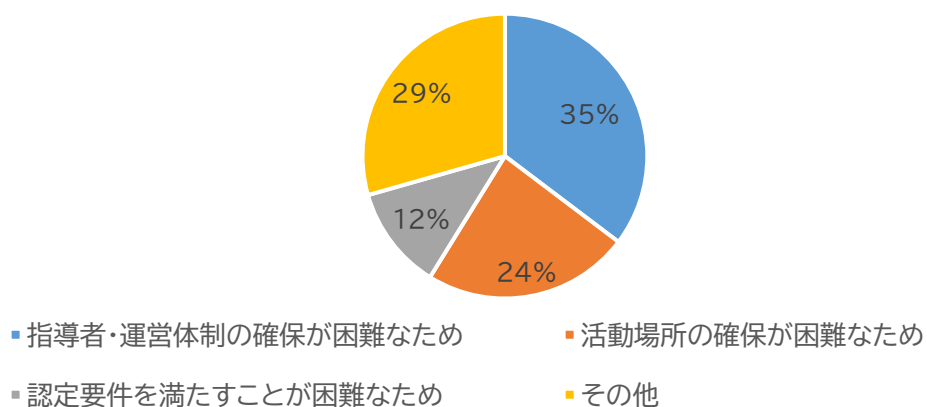


- ①認定を受け活動することを想定している
- ②認定は想定していないが、地域展開外での活動は想定している
- ③認定を受け活動したいが、現状では難しい
- ④認定は想定していない(難しい)が、指導者の派遣のみ想定している
- ⑤活動自体を想定していない
- ⑥その他

Q2.指導者を求める団体に対し、指導者を派遣することを想定していますか？【回答者21名】



Q3.認定を想定していない、現状では難しい、または活動自体を想定していない理由を教えてください(複数可)
【回答者25名】



3 基本的な考え方

スポーツが苦手な生徒や障がいのある生徒などを含めた全ての生徒が、希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備し、これまでの学校部活動より幅広いスポーツへの関わり方検討するなど、柔軟で個人の希望に合ったスポーツ活動への転換を目指す。

アンケート調査項目「休日の部活動が地域クラブ活動となった場合の種目の意向」において中学生、小学生ともに「平日活動している種目」について「楽しむことを目的とした運動」「いろいろな種目を体験できる活動」「スポーツの基本となる身体の使い方を学ぶことができる活動」が上位を占めている。

そのためには、様々な目的、種目を持った受け皿となるスポーツ団体等をはじめ、生徒自身、保護者、学校、市、教育委員会で課題意識を共有し、それぞれが役割を担いながらより良い制度の構築に向けて共に行動する必要がある。

- ・令和9年9月から地域展開(認定地域クラブ活動)の開始
- ・生徒が自らの希望に応じたスポーツを選択して実施
- ・これまでの部活動になかった種目や気軽に取り組める種目、パラスポーツなど多様な選択肢
- ・市は基準に基づき団体、指導者を認定、補助
- ・学校は生徒達の参加をサポート
- ・各スポーツ団体等は認定地域クラブとしての体制整備
- ・希望する教員等は兼職兼業により指導を行うことが可能
- ・令和13年度末までに原則全ての運動部活動を地域展開

【役割】

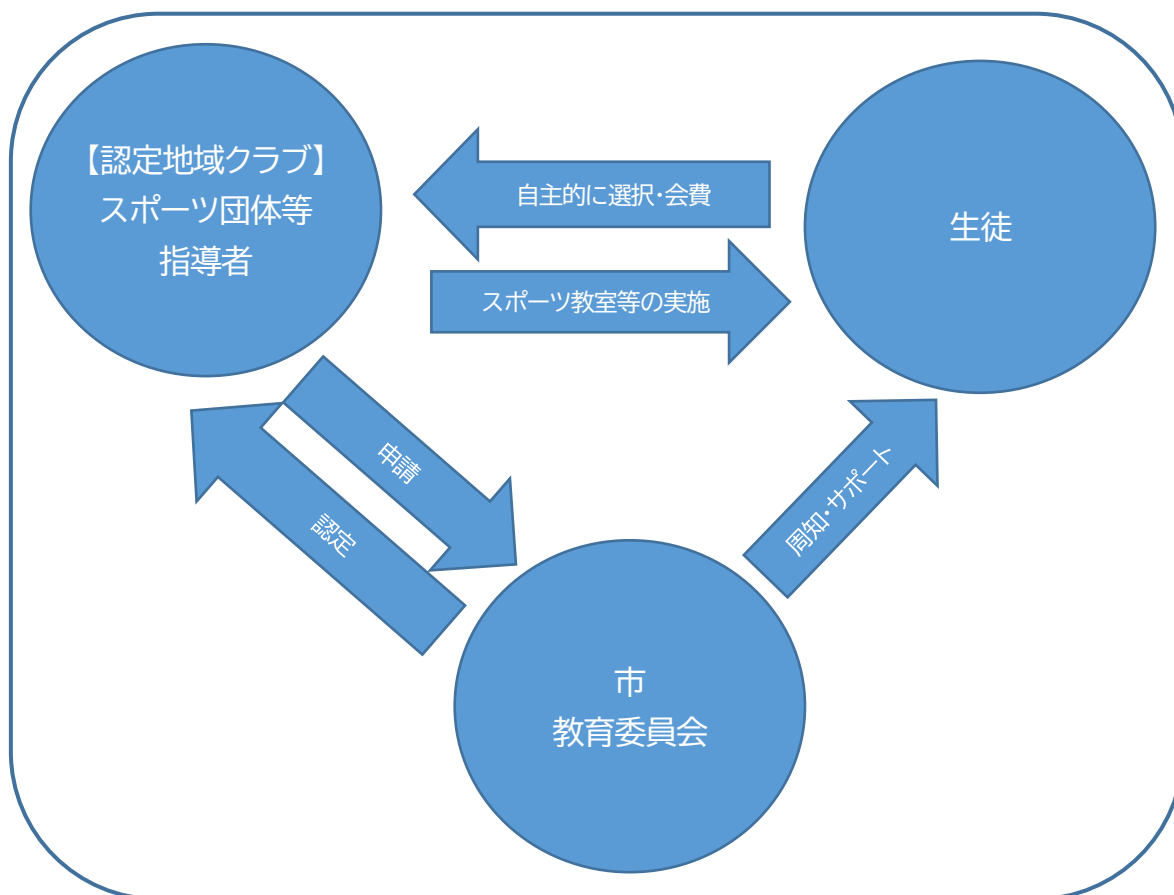
	内容
旭川市	・団体、指導者の認定、登録 ・制度の周知 ・学校施設等の活用の検討
生徒	・希望に応じた活動
学校	・生徒への周知、参加へのサポート ・部活動の廃止時期、受け皿について検討
スポーツ団体等	・認定地域クラブとして活動 ・学校との情報共有

4 活動の実施主体

本市における地域展開の実施は、スポーツ団体、総合型地域スポーツクラブ、大学、民間企業、NPO法人など地域展開の活動を行う意向のある団体が市の認定を受け、
た上で主体的に行うものとする。

地域の保護者や部活動のOBなどが新たに団体を設立することも考えられる。

希望する教師等は、兼職兼業により参加可能とする。



【参考:これまでの部活動との違い】

	部活動	地域クラブ活動
運営主体	学校	地域の様々な団体(認定)
指導者	教員、部活動指導員	多様な人材(認定)
参加者	当該校の生徒	生徒等 (参加範囲は柔軟に設定)
活動場所	学校施設	学校施設、様々な施設
費用負担	部費	月会費等

5 登録団体、指導者の質の確保等について

地域展開の受け皿を希望する団体について、安全かつ確実に事業を継続できるよう国が定める基準に基づき市が認定する。

具体的には、団体の活動内容、参加費、指導の実施体制、適切な安全確保の体制等について申請を受け、審査を行うことが定められている。

競技種目については、生徒が自らの希望に沿ったスポーツ体験が行えるよう、これまでの運動部活動の競技に加え、ニュースポーツやストリートスポーツ、パラスポーツなど様々な競技を対象とする。

また、指導者についても基準に基づく登録制度とし、中学生の指導に向けたものやハラスメント対策などの研修のほか令和 8 年 12 月施行予定の日本版DBSの証明を義務付けることを検討する。

6 現在の運動部活動について

現在活動している運動部活動についても、学校、生徒、指導者等との共通理解のもと、令和9年9月からの認定地域クラブ活動による活動を開始し、学校・部活動ごとに順次地域展開を進めて、令和13年度末までに原則全て廃止する。

7 教師等の兼職兼業

指導者を希望する教師等は地域展開において、受け皿として大きな役割が期待されるところである。

アンケート調査において、中学校教職員の35%、小学校教職員の14%が「携わりたい」「携わってもよい」と回答している。

このため、国が示す手引き等を参考にしつつ、円滑な兼職兼業の許可を得られるよう規程や運用の改正を行う。

8 会費の目安、就学援助世帯へのサポート

団体の自主的な活動である以上、会費を一律で決めることは適當ではないが、従来の学校部活動よりも費用が高くなることが想定されるため、可能な限り低廉な会費となるよう登録団体に周知を図るとともに、国の補助制度に合わせて各団体への補助や経済的に困窮する世帯等に対する支援について検討する。

なお、国においては週 1 日、月 4 日の活動で月額1,000円から3,000円程度を参加費のイメージとしており、アンケート調査結果からも 2,001 円から 4,000

円の範囲が最も回答が多かったところである。

ただし、これはあくまでもイメージであり状況によっては月額数百円から 4,000 円程度とするなど多様な設定があり得る。

9 会場の確保

本市においては屋内運動施設が慢性的に不足している状況にあるため、既存の学校体育館、グラウンドはもちろん、それ以外の施設についてもスポーツでの活用の拡大について関係機関と調整するとともに、登録団体の活動にあっては減免等低廉な料金で活用できるよう調整を進める。

特に学校施設の利用について、空き時間等を有効活用することや、使用料の減免について検討を進める。

10 交通手段

遠方への移動も想定されるため、参加者と保護者等はどうような交通手段で参加するのかを登録団体と共有し利用する施設等の定められた規則に従うものとする。

11 適切な休養の設定

休養日及び活動時間については、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」(令和4年12月 スポーツ庁・文化庁)に準じて、

- (1) 週当たり2日以上 of 休養日を設ける(平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)
- (2) 1日の活動時間は、長くても平日で2時間程度、学校の休業日は原則として3時間程度とする。

12 指導者の確保

指導者がいないなどの課題に対応するため、北海道が設置している「ほっかいどう部活動・地域クラブ活動サポーターバンク」を周知し、指導者と求める団体のマッチングを進める。

【まとめ】

- ・令和 8 年 9 月を目途に地域クラブ活動団体の認定申請を受付開始
- ・令和 9 年 9 月から登録を行った団体の活動を開始し、学校・部活動ごとに地域展開を進め、順次部活動を廃止
- ・廃止予定の部活動関係者は、市、教育委員会と協議しながら今後の方向性を検討
- ・R13年度末までに原則全ての運動部活動を廃止
- ・希望する教職員等については兼職兼業により指導が可能

13 スケジュール

令和9年度からの認定地域クラブ活動の開始を目指し、アンケート調査や運動部活動の地域移行に関する懇話会の意見聴取、パブリックコメントなど取組を進める。

	内 容	R7	R8	R9	R10
全体	基本方針の策定(パブコメ)				
	地域展開の開始				
	活動場所の検討				
	移動手段の検討				
	地域移行に関する懇話会		 	 	
	地域展開相談窓口(学校、スポーツ団体)				
	関係団体説明会				
市	各スポーツ団体等と協議				
	地域クラブ活動団体の募集、認定				
	アンケート調査(スポーツ団体等)				
教育委員会	各学校、部活動の協議(廃止の時期等)				
	兼職兼業関係				
	学校利用の調整				
	アンケート調査(学校、生徒、保護者)				
	就学援助の在り方				